

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

本市の人口は3,766,732人（令和7年2月1日現在）であり、総人口では東京都区部に次いで2番目に多いが、令和2（2021）年をピークに翌年、通年で集計を始めた昭和22年以降で初めて人口増加数がマイナスに転じた。外国人人口は、令和元年から3年度まで減少傾向にあったが、再び増加に転じている。

年齢3区分別で見ると、平成26年から令和5年にかけて老年人口が占める割合は22.1%から24.6%に増加した一方で、年少人口が占める割合は12.9%から11.3%に減少した。老年人口は年々増加し、2035年には全体構成比の30%を突破する見込みである。

イ 産業構造

本市の令和2年度の市内総生産（名目）は14兆631億5,600万円と政令市で2番目の高さである。またこれは、対全国シェアで2%台、対関東地域シェアで6%台、対神奈川県シェアは40%台で推移している。産業別構成比で見ると、第2次産業が14.4%、第3次産業が80.2%を占めている。また、産業分類別では「不動産業」（18.5%）、「卸売・小売業」（12.9%）、「専門・科学技術、業務支援サービス業」（11.2%）、「製造業」（9.4%）、「保健衛生・社会事業」（8.8%）と続く。

令和3年における民営の事業所数は116,479事業所（H28比1,549増）、従業者数は1,527,783人（H28比51,809増）である。事業所数は、大阪市、名古屋市に次ぐ3番目の規模であり、「卸売業・小売業」（25,089事業所）が最も多い。また、「学術研究、専門・技術サービス業」（H28比1,407増）の伸びが大きい。従業者数は、大阪市に次ぐ2番目の規模であり、「卸売業・小売業」（296千人）が最も多い。また、「医療、福祉」（H28比30千人増）の伸びが大きい。

ウ 中小企業の実態

令和3年の中小企業者数は73,214者で全体の99.6%であり、産業大分類別で見ると、高い順に「卸売業、小売業」（16.1%）、「不動産業、物品賃貸業」（15.9%）、「建設業」（15.2%）となっている。また、中小企業者に勤める常用雇用者数は689,501人で全体の60.3%であり、同様に高い順に「卸売業、小売業」（20.3%）、「製造業」（13.1%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（11.4%）となっている。

エ 労働生産性の状況

経済センサス（令和3年）によると、本市の労働生産性（事業従事者1人当たり付加価値）は557万円であり、他政令市との比較において、大阪市

(664 万円)、名古屋市 (564 万円) に次ぐ水準である。産業大分類別にみると、市内事業所における労働生産性は、「電気・ガス・熱供給・水道業」(約 21 百万円)、「金融業、保険業」(約 11 百万円)、「学術研究、専門・技術サービス業」(約 10.6 百万円) の順に高い。

(2) 目標

本市の先端設備等導入計画の認定件数を計画期間中に 240 件とすることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

地方税法に基づく固定資産税の特例措置による中小企業者の先端設備等の導入支援により、先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性を、年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

産業全般の多様な設備投資を支援することで、労働生産性の底上げを図る観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する、先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市には、京浜臨海部地域や臨海南部工業地域(金沢臨海部地域)、及び内陸部に、企業立地等促進特定地域(比較的大規模な企業立地等が見込まれ、横浜市経済の活性化を図る上で、緊急かつ重点的に企業立地等を促進すべき地域)が 13 か所ある他、市内全域にわたって中小企業者が存在することから、本計画の対象地域を市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

産業の労働生産性の底上げを図ることから、本計画の対象を全業種とする。また、本計画においては労働生産性が年平均 3% 以上向上すると見込まれる事業であれば、対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 本市では、雇用対策や就労支援など、雇用の安定に向けた支援を行っている。

そのため、中小企業者が本計画に基づき先端設備等を導入する場合は、雇用の安定に十分配慮し、人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、認定の対象と

しないこととする。

- (2) 本計画に基づく先端設備等の導入に当たっては、地域住民等の市民の安全や健全な地域経済の発展に配慮する。公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものは、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

また、設定後に公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められた場合は、認定を取り消す場合がある。

- (3) 本計画に基づき先端設備等の導入を行う中小企業者は、横浜市に対する税金その他の債務の滞納が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、認定後に滞納の事実が認められた場合は認定を取り消す場合がある。

- (4) 先端設備等導入計画を認定したものの進捗状況についての調査を実施する場合がある。